



# 宮 崎 県 公 報

平成22年10月21日（木曜日） 第 2228 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（国保・援護課） 1

### 告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………（障害福祉課） 2

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定……………（ ” ） 2

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の所在地の変更……………（ ” ） 2

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス

ス事業の廃止……………（障害福祉課） 3

○民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課） 3

○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意（6 件）……………（水産政策課） 3

○道路の区域の変更（3 件）……………（道路保全課） 5

○道路の供用の開始（3 件）……………（ ” ） 5

○都市計画の変更……………（都市計画課） 6

○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 6

### 公 告

○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見（2 件）……………（商業支援課） 6

○大規模小売店舗の変更に係る届出……………（ ” ） 6

○県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………（農村整備課） 7

## 規 則

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第41号

#### 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年宮崎県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （経過措置） 2 [略]</p>	<p>附 則 （経過措置） 2 [略] <u>（準用）</u> 3 <u>第 6 条、第 7 条及び第15条の規定は、条例附則第 2 項に規定する交付金（以下「附則交付金」という。）について準用する。この場合において、第 6 条中「法第 116条第 1 項第 1 号」とあるのは「条例附則第 2 項」と、「特定期間の終了年度の知事が別に定める日」とあるのは「知事が別に定める日」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要と認める」と読み替えるものとする。</u> <u>（附則交付金の額の減額等）</u> 4 <u>知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、附則交付金の額を減額し、又は交付を行わないこととすることができる。</u> <u>（1） 附則交付金の額を不当に過大に見込んでいると認められるとき。</u> <u>（2） 偽りその他不正の手段により、附則交付金の交付を受けようとしたとき。</u> <u>（3） この規則に規定する附則交付金の交付に係る手続を怠ったとき。</u></p>

	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。</p> <p>5 知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、附則交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに該当することが判明したとき。</p> <p>(2) 附則交付金を保険料率の増加を抑制する目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**宮崎県告示第 720号**

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200555	CBSリネンサービス	宮崎県都城市早水町32番地8	社会福祉法人キャンパスの会	宮崎県都城市南鷹尾町13街区2号	平成22年7月1日	就労継続支援A型、就労継続支援B型
4510600267	障がい者訪問介護ステーションきずな	宮崎県日向市大字財光寺5317番地3	株式会社きずな	宮崎県日向市大字財光寺5317番地3	平成22年7月1日	居宅介護、重度訪問介護
4512220031	ふれあい作業所あまてらす	宮崎県西臼杵郡高千穂町岩戸954番地3	特定非営利活動法人天岩戸友愛会	宮崎県西臼杵郡高千穂町岩戸1065番地1	平成22年8月1日	就労継続支援B型

**宮崎県告示第 721号**

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定をした。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害者支援施設		指定障害者支援施設の設置者		指定年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
4510300397	知的障害児・者支援施設ひかり学園	宮崎県延岡市榊津町3427番4	社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団	宮崎県宮崎市原町2番22号	平成22年7月1日

**宮崎県告示第 722号**

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		所 在 地		変 更 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地	変更前	変更後	
4510800123	陽だまりハウス 和音	宮崎県西都市大 字山田 375番地 3	合同会社ボラリス	宮崎県西都市大 字三宅2895番地 16	宮崎県西都市大 字三宅2895番地 16	宮崎県西都市大 字山田 375番地 3	平成22年 7月9日

## 宮崎県告示第 723号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510200290	CBSリネンサー ビス	宮崎県都城市早水 町32番地 8	特定非営利活動法 人キャンパスの会	宮崎県都城市久保 原町16街区16号	平成22年 6 月30日	就労継続支援 A 型、就労継続支 援 B 型

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県告示第 724号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字方川 943

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字方川 943（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

同意成立の届出年月日	平成22年 8 月30日
発起人の住所及び氏名	宮崎県延岡市安井町1325番地 谷口安博 宮崎県延岡市安井町1376番地 1 田中敏春
加入区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	小型機船底びき網等漁業

## 宮崎県告示第 726号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 8 月30日
発起人の住所及び氏名	宮崎県日向市大字細島 974番地1 （有）神代丸水産 宮崎県日向市曾根町 4 丁目58番地

## 宮崎県告示第 725号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成22年10月21日

	尙誠和丸
加 入 区 の 名 称	日向市第一加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区
区 分	大型定置漁業及び小型定置漁業

**宮崎県告示第 727号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 8 月30日
発起人の住所及び氏名	宮崎県串間市大字市木9017番地 109 築島勲 宮崎県串間市大字市木9017番地79 近藤守
加 入 区 の 名 称	串間市東加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区
区 分	市木支所の築島地区の者が営む小型漁船漁業で市木支所の地域の者が営む小型ひき縄等漁業及びひき縄漁業以外のもの

**宮崎県告示第 728号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 8 月30日
発起人の住所及び氏名	宮崎県串間市大字南方4234番地 轟修 宮崎県串間市大字南方4312番地 藤原善一郎
加 入 区 の 名 称	串間市第二加入区

区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域以外の地域
区 分	小型あまだいはえ縄等漁業

**宮崎県告示第 729号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 8 月30日
発起人の住所及び氏名	宮崎県串間市大字高松1011番地 古戎和広 宮崎県串間市大字南方4273番地 武田浩二
加 入 区 の 名 称	串間市第二加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域以外の地域
区 分	小型機船底びき網等漁業

**宮崎県告示第 730号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 8 月30日
発起人の住所及び氏名	宮崎県串間市大字南方4235番地 河野喜弘 宮崎県串間市大字高松1091番地 吉野博文
加 入 区 の 名 称	串間市第二加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域以外の地域
区 分	小型定置漁業

## 宮崎県告示第 731号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年10月21日から平成22年11月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎市高岡 町上倉永字 長丸2770番 地先から同 市同町上倉 永同字2786 番 8 地先ま で	旧	7.2 ～ 13.0	16.6
				新	12.2 ～ 16.1	16.6

## 宮崎県告示第 732号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年10月21日から平成22年11月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
18	県道	荒武新 富線	西都市大字 鹿野田字谷 辺1596番 3 地先から同 市同大字字 五節句 151 番地先まで	旧	12.2 ～ 33.0	328.5
				新	12.8 ～ 44.6	339.5

## 宮崎県告示第 733号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年10月21日から平成22年11月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原	西都市大字 鹿野田字五	旧	9.0 ～ 9.2	46.0

線

節句 148番  
2 地先から  
同市同大字  
同字 148番  
2 地先まで

新

9.0 ～  
16.7

46.0

## 宮崎県告示第 734号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年10月21日から平成22年11月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎市高岡 町上倉永字 長丸2770番 地先から同 市同町上倉 永同字2786 番 8 地先ま で	平成22年10月21日

## 宮崎県告示第 735号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年10月21日から平成22年11月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
18	県道	荒武新 富線	西都市大字 鹿野田字谷 辺1596番 3 地先から同 市同大字字 五節句 151 番地先まで	平成22年10月21日

## 宮崎県告示第 736号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年10月21日から平成22年11月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 鹿野田字五 節句 148番 2 地先から 同市同大字 同字 148番 2 地先まで	平成22年10月21日

**宮崎県告示第 737号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県国土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部まちづくり政策課において公衆の縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画臨港地区 細島港臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
日向市竹島町 1 番63ほか 7 筆

**宮崎県告示第 738号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日南) 22-2	片平功	日南市大字板敷字 西山寺7593-5、 7593-12	6.00	54.47	平成22 年 9 月 27日

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
生活協同組合コープみやざき佐土原店  
宮崎市佐土原町下那珂2642番地 外12筆
- 2 意見の概要  
意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年10月21日から平成22年11月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープみやざき佐土原店  
宮崎市佐土原町下那珂2642番地 外12筆

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年10月21日から平成22年11月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス門川店  
門川町東栄町四丁目 2 番 3 号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時

(変更後) 午前 9 時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後10時30分

(変更後) 午前 8 時30分～午後10時30分

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 8 時～午後 5 時

(変更後) 午前 6 時～午後10時

3 変更する年月日

平成22年10月28日

4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイレックス株式会社 代表取締役 大嶋秀昭  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,871㎡
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ① 駐車場の位置及び収容台数  
建物南西側及び北西側 67台
- ② 駐輪場の位置及び収容台数  
建物敷地西側 15台
- ③ 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北西側 50㎡
- ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北側 11.91㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後10時
- ② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- |         |              |
|---------|--------------|
| 建物敷地南西側 | 2箇所          |
| 建物敷地北西側 | 1箇所（午後10時閉鎖） |
| 合計      | 3箇所          |

5 届出年月日  
平成22年10月6日

6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、  
宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
事務所総務商工センター

(2) 期間  
平成22年10月21日から平成23年2月21日まで

7 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間  
平成22年10月21日から平成23年2月21日まで

8 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売  
店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に  
より、七野八重地区片井野換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営  
畑地帯総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年10月21日から平成22年11月19日まで
- 3 縦覧場所  
宮崎市役所

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対し  
て不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日  
以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決  
定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮  
崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該  
決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87  
条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決  
定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。